令和5年5月31日 子ども・若者部 保育認定・調整課

# 凸版印刷との行政手続オンライン化推進に向けた連携協定における 電子通知の実証実験の実施について

# 1 主旨

令和4年12月に、区と凸版印刷株式会社で締結した行政手続オンライン化推進に向けた連携協定の取組みの一環として、認可保育施設在園世帯への電子通知の実証実験を実施する。

#### 2 実施対象

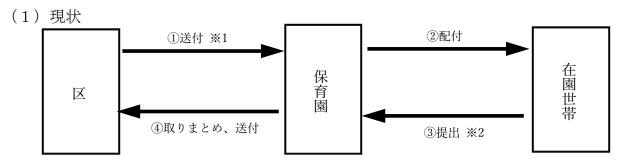
#### (1) 通知

区が認可保育施設在園世帯に対し、保育の必要性や必要量などといった世帯の現況確認を年に1度実施する家庭状況届及び就労証明書等添付資料の通知

## (2) 施設

区立保育園在園世帯(施設数:46園 世帯数:約3,000世帯)

#### 3 実施内容

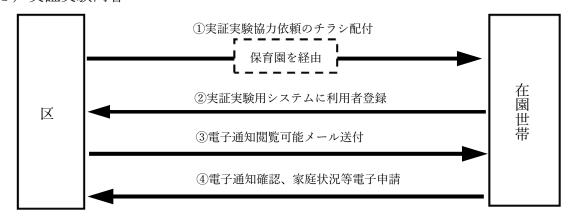


- ①区から案内文、家庭状況届及び就労証明書等を保育園に送付する。 ※1 通知物の印刷・封入等は委託
- ②保育園から①の書面を、児童名を記載した上で在園世帯に配付する。
- ③在園世帯は、家庭状況届及び就労証明書等を保育園へ提出する。 ※2 令和3年度より、電子申請との選択を導入
- ④保育園は提出内容を管理し、期日までに提出状況一覧と書類を区に送付する。

#### (2) 現状の課題

- ・通知文等の書類を、保育園に送付することで、印刷・封入等の委託や郵送の費用がかかっている。
- ・各保育園で在園世帯の提出状況管理を行っており、事務負荷がかかっている。

# (3) 実証実験内容



- ① 区から保育園の一斉メールにて、実証実験の協力依頼チラシを配付する。
- ② 実証実験協力世帯は、チラシに記載の実証実験用システムに利用者登録をする。
- ③ 区から実証実験用システムを介し、児童名が記載されている電子通知が閲覧可能である旨のお知らせメールを登録世帯へ送信する。
- ④ 登録世帯は実証実験用システム内にある③の電子通知を確認し、通知に掲載されているリンク先から、家庭状況届の入力と就労証明書等を添付して電子申請する。 ※電子通知を希望されない方は従来通り書面にて配付

## (4) 期待できる効果

- ・在園世帯は、自身のスマートフォンやパソコンで手続きが完結するため、利便性が向上する。
- ・委託費(書類の印刷・封入等)、郵送料のコストを縮減することができる。
- ・保育園で直接在園世帯に書類を渡す・預かる等の管理が不要となり、保育園職員の事 務負荷が軽減する。

#### 4 今後の検討課題

今回の区立認可保育園への実証実験と検証を踏まえ、私立認可保育施設利用者へも同様に実施する(施設数:約230施設 世帯数:約10,000世帯)。

その他の通知も含め、今後電子通知の本格実施を目指していくが、実施による費用や 行政処分通知の電子署名等の課題について、他事例の研究や、電子化における申請受付 から審査、処分通知に至るプロセスの検証等を行う。

#### 5 今後のスケジュール(予定)

- 6月 区立認可保育園在園世帯へ実証実験協力の依頼 登録開始
- 8月 登録世帯へ案内を通知(未登録世帯は書面で通知)
- 8月末 申請締め切り
- 9月 アンケート実施、検証
- 11月 私立認可保育施設在園世帯への現況確認で実証実験、検証

# 世田谷区と凸版印刷株式会社との行政手続オンライン化推進に向けた連携協定

世田谷区(以下「甲」という。)、凸版印刷株式会社(以下「乙」という。)は、行政手続オンライン化推進に関し、相互の発展のため連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

# (目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が連携・協力してデジタルトランスフォーメーション (DX) を 推進することで、甲の行政手続オンライン化を推進し、区民サービスの向上及び行政事務の 効率化を図ることを目的とする。

#### (連携・協力事項)

- 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携・協力するものとする。
  - (1) オンライン申請ツール(本協定締結時点では、ぴったりサービスを想定するがこれに限らない)と紙申請の双方の受付を前提としたワークフローの構築。
    - (2) デジタルツールを活用した申請者への通知の検討及びこれに基づく実証等の取組み。
    - (3) 紙媒体とデジタルデータ、両方を保管することの最適環境およびルールの検討。
    - (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。
- 2 連携事項に関わる具体的な実施内容については、甲乙合意の上決定し、都度書面にて実施 内容、役割分担その他必要な事項を取り決めるものとする。

#### (連携・協力の推進)

- 第3条 甲及び乙は、前条に掲げる事項の連携・協力に当たっては、情報共有の促進、意思決定の迅速化、その他効果的かつ効率的な推進について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 甲及び乙は、連携・協力を円滑に推進するため、それぞれ連携窓口を設置し、適宜連絡調整、協議を行うものとする。

#### (権利の帰属)

- 第4条 第2条に掲げる事項の連携・協力の過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等(以下あわせて「発明等」という。)に係る特許権その他の知的財産権(特許権その他の知的財産権を受ける権利を含む。ただし、著作権は除く。)、ノウハウ等に関する権利(以下、特許権その他の知的財産権、ノウハウ等に関する権利を総称して「特許権等」という。)は、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属するものとする。
- 2 甲及び乙が共同で行った発明等から生じた特許権等については、甲と乙の共有(持分は貢献度に応じて定める。)とする。この場合、甲及び乙は、共有に係る特許権等につき、それぞれ相手方の同意及び相手方への対価の支払いなしに自ら実施し、又は第三者に対し通常実施権を実施許諾することができるものとする。
- 3 発明等の帰属が第1項に該当するか第2項に該当するか不明あるいは疑義ある場合は、甲 及び乙協議によりその対応を定めるものとする。

4 本協定を推進する過程で、乙が作成し甲に提供する成果物の特許権等の帰属についても前 各項の定めを準用する。甲及び乙は、当該成果物の特許権等について、本条第1項の定めに より相手方単独の権利となったものについて、再利用を希望する場合、事前に相手方に対し て再利用の可否についての協議を求めることができる。また、成果物の特許権等について自 身に一部でも権利が帰属するものについては、甲乙は自身の判断で利用できるものとする。

#### (守秘義務)

- 第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力に当たって知りえた情報のうち、秘密である 旨の表示がなされているもの(以下「秘密情報」という。)について、第三者に対して開示又 は漏洩してはならない。但し、甲及び乙は、本条で自身が負担するのと同等の守秘義務を課 すことを条件に、本協定に基づく連携・協力のために知る必要のある自己または自己の関係 会社の従業員、取締役、執行役員またはコンサルタントに、相手方の秘密情報を開示するこ とができる。なお、以下に該当する情報は、秘密情報に含まないものとする。
  - (1) 既に公知の情報
  - (2) 秘密情報の受領者の責によらず公知となった情報
  - (3) 秘密情報の受領者が受領時に既に保有していた情報
  - (4) 第三者より秘密保持義務を負わずかつ適法に入手した情報
  - (5) 開示者の秘密情報に拠らずに独自に開発した情報
- 2 甲及び乙は、秘密情報について、善良なる管理者の注意をもって保管管理するものとす る。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲及び乙は、秘密情報を第三者に開示、提供することができるものとする。
- (1) 法令により第三者への開示を強制された場合。ただし、開示者は当該第三者に対し、事前に相手方に通知すること及び当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを要求するものとする。
- (2) 甲が世田谷区情報公開条例に基づき第三者に開示する場合。
- (3) 弁護士、公認会計士等法令上守秘義務を負う者に、業務上必要とされる範囲内で提供する場合。
- (4) 事前に相手方と協議し、書面にて承諾が得られた場合。
- 4 乙は、本協定に基づく連携・協力に当たって知りえた情報のうち、個人情報(個人情報保護法第2条第1項にいう個人情報のことをいう。)について、甲の承諾を得ることなく、記録、持出ししてはならない。なお、個人情報を取扱う場合には、事前に業務の外部委託契約に相当する文書の取り交わしを甲乙で行うものとする。

#### (協定の変更)

第6条 甲及び乙のいずれかから、本協定の内容の変更を申し出たときは、協議のうえ必要な 変更を行うものとする。

## (協定の期間)

第7条 この協定の期間は、締結した日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前まで に甲または乙のいずれかからの書面による終了の意思表示がないときは更に1年間延長され るものとし、以後3回更新されるまでの間同様とする。

(その他)

第8条 本協定に定めがない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙で協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ署名のうえ、各1通を保有するものとする。

令和4年12月20日

甲 世田谷区世田谷四丁目 2 1 番 2 7 号 世田谷区 世田谷区

工 東京都文京区水道一丁目3番3号凸版印刷株式会社情報コミュニケーション事業本部専務執行役員 事業本部長